

有機農業の推進に関する基本的な方針の構成（案）

有機農業の推進に関する基本的な方針の構成（案）	（参考）有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）
<p>1 有機農業の推進に関する基本的な事項</p> <p>(1) 農業者が有機農業に容易に従事することができるようとするための取組の推進</p> <p>(2) 農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に積極的に取り組むことができるようとするための取組の推進</p> <p>(3) 消費者が容易に有機農業で生産される農産物を入手できるようとするための取組の推進</p> <p>(4) 有機農業者その他関係者と消費者との連携の促進</p> <p>(5) 農業者その他の関係者の自主性の尊重</p> <p>2 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 <u>有機農業の推進</u>は、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保が重要であり、有機農業が農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることにかんがみ、<u>農業者がこれに容易に従事することができるようすることを旨</u>として、行われなければならない。</p> <p>2 <u>有機農業の推進</u>は、消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大していることを踏まえ、有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものであることにかんがみ、<u>農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に取り組むことができるよう</u>とともに、<u>消費者が容易に有機農業で生産される農産物を入手できるようすることを旨</u>として、行われなければならない。</p> <p>3 <u>有機農業の推進</u>は、消費者の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解の増進が重要であることにかんがみ、<u>有機農業を行う農業者</u>（以下「<u>有機農業者</u>」という。）<u>その他の関係者と消費者との連携の促進</u>を図りながら行われなければならない。</p> <p>4 <u>有機農業の推進</u>は、<u>農業者その他の関係者の自主性を尊重</u>しつつ、行われなければならない。</p>

<p>有機農業の推進に関する基本的な方針の構成（案）</p> <p>3 有機農業の推進に関する施策に関する事項</p> <p>(1) 有機農業者等の支援</p> <p>　　有機農業の取組に対する支援</p> <p>　　新たに有機農業を行おうとする者の支援</p> <p>　　有機農業で生産される農産物の流通・販売面の支援</p> <p>(2) 技術開発等の促進</p> <p>　　有機農業に関する技術の研究開発の促進</p> <p>　　研究開発の成果の普及</p> <p>(3) 消費者の理解と関心の増進</p> <p>　　有機農業及び有機農業で生産された農産物に対する知識、理解を深めるための普及啓発</p> <p>　　その他</p> <p>(4) 有機農業者と消費者の相互理解の増進</p> <p>　　食育、地産地消、農業・農村体験学習等の取組と連携した有機農業者と消費者との交流の推進</p> <p>　　その他</p> <p>(5) 調査の実施</p>	<p>(参考) 有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）</p> <p>(有機農業者等の支援)</p> <p>第八条 国及び地方公共団体は、有機農業者及び有機農業を行おうとする者の支援のために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(技術開発等の促進)</p> <p>第九条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する技術の研究開発及びその成果の普及を促進するため、研究施設の整備、研究開発の成果に関する普及指導及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(消費者の理解と関心の増進)</p> <p>第十条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他の消費者の有機農業に対する理解と関心を深めるために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(有機農業者と消費者の相互理解の増進)</p> <p>第十一條 国及び地方公共団体は、有機農業者と消費者の相互理解の増進のため、有機農業者と消費者との交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(調査の実施)</p> <p>第十二条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関し必要な調査を実施するものとする。</p>
---	---

有機農業の推進に関する基本的な方針の構成（案）	(参考) 有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）
(6) 国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援	(国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援) 第十三条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援のために必要な施策を講ずるものとする。
(7) 国の地方公共団体に対する援助	(国の地方公共団体に対する援助) 第十四条 国は、地方公共団体が行う有機農業の推進に関する施策に關し、必要な指導、助言その他の援助をすることができる。
4 その他有機農業の推進に関し必要な事項	
(1) 関係機関・団体との連携・協力体制の整備	
(2) 有機農業者等の意見の反映	(有機農業者等の意見の反映) 第十五条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関する施策の策定に當たっては、有機農業者その他の関係者及び消費者に対する当該施策について意見を述べる機會の付与その他当該施策にこれらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
(3) 基本方針の見直し	